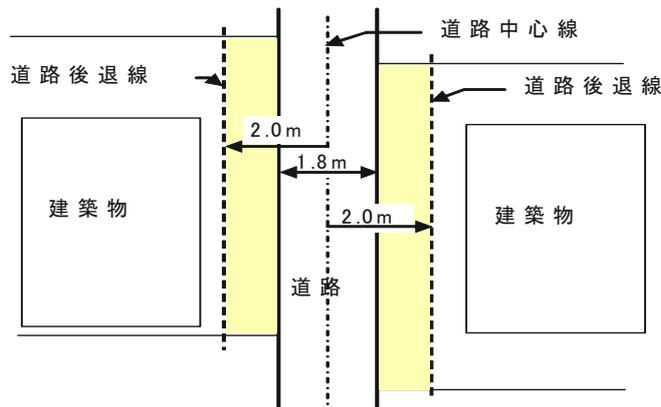


準都市計画区域の指定

※ 指定後は主に次のことが変わります。

- ①建築物、工作物を設置する目的で行う3,000㎡以上の開発行為について、一定の水準を確保するため、県知事の許可を受ける必要があります。
- ②建築物を建築（10㎡以内の増築は除く）しようとする場合、事前に建築確認申請の手続きが必要となります。また、工事が完了したときは、検査の申請をする必要があります。
- ③建築物の敷地は、道路（幅員4m以上）に2m以上接してはなりません。



建築物の敷地は、道路（幅員4m以上）に2m以上接してはなりません。なお、建築物の敷地が幅員1.8m以上、4m未満で特定行政庁が指定する道路に接する場合、原則として、その中心線から2mの敷地後退を行うことにより建築が可能となります。

共同住宅などは規模に応じ道路に4mまたは6m以上接する必要があります。

- ④床面積の合計が10,000㎡を超える劇場、映画館、店舗などは建築できません。
- ⑤建ぺい率が70%、容積率200%となります。
- ⑥高さ制限（道路及び隣地からの高さの制限が適用されます。）

